

吹田市公民館運営審議会委員 市民公募委員募集要項

吹田市公民館条例（昭和 36 年（1961 年）条例第 399 号）第 10 条第 4 項に定める吹田市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）の委員を下記の要領で募集します。

- 1 内 容 吹田市教育委員会の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画、実施について、調査審議します。
- 2 応募資格 下記のいずれも満たしている人
 - (1) 社会教育士の資格又はそれに準ずる資格を有する人
 - (2) 公民館の運営等に関し、年数回の会議に出席できる人
 - (3) 市内に住み、通勤し、若しくは通学する人又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う人
 - (4) 委嘱時、18 歳以上の人
 - (5) 本市の審議会等の委員となっていない人
 - (6) 本市の職員でない人
- 3 募集定員 2 人
- 4 委嘱期間 委嘱日（令和 8 年(2026 年) 6 月 1 日）から 2 年間
- 5 謝 礼 審議会出席の都度 8,400 円（税込・口座振込）
- 6 応募方法 必要事項を記入した「吹田市公民館運営審議会委員市民公募委員申込書」と次のテーマによる作文を、まなびの支援課へ郵送又は持参してください。

～テーマ～
「わたしの考える公民館像」（800 字程度）
※ 日本語で作成してください
用紙・様式は問いません
手書きでも、パソコン等での作成でも構いません
提出された書類等は返却しません。
- 7 応募期限 令和 8 年(2026 年) 5 月 11 日（月）必着
- 8 選 考 教育委員会地域教育部内で審査を行い、5 月中旬に応募者全員に結果を発表
- 9 応募及び 問い合わせ 〒564-0027 吹田市朝日町 3 番 4 1 5 - 1 号
吹田市教育委員会事務局 地域教育部 まなびの支援課
電 話 0 6 - 6 1 5 5 - 8 2 4 3
メール shogakus@city.suita.osaka.jp